

平成16年 6 月24日

株 主 各 位

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

オムロン株式会社

代表取締役社長 作田久男

第67期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第67期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

第67期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

上記計算書類の内容に関する事項を報告いたしました。

（連結決算にもとづく営業成績等を内容とする「第67期報告書」をご参考までに同封いたしますのでご覧ください。

なお、単元株保有の株主さまには「第67期定時株主総会招集ご通知」とともに既に送付いたしております。）

決 議 事 項

第 1 号 議 案

第67期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

（利益配当金は、1株につき13円50銭）

第 2 号 議 案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容はつぎのとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 旧 定 款 | 新 定 款 |
|---------------|---|
| < 新 設 > | <u>（自己株式の取得）</u> 第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。 |
| 第 6 条 < 省 略 > | 第 7 条 < 現行どおり > |
| < 新 設 > | <u>（単元未満株式の買増し）</u> 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。 |

| 旧 定 款 | 新 定 款 |
|--|--|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取、株券喪失登録その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議にもとづき選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議にもとづき選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> |

第3号議案

自己株式取得の件

本件は、原案どおり商法第210条の規定にもとづき、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式200万株、取得価額の総額50億円を限度として取得することにつき承認可決されました。

第4号議案

当社および株式会社日立製作所による共同会社分割計画書承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

共同会社分割計画書の主な内容はつぎのとおりであります。

- (1) 平成16年10月1日を分割期日として、当社および株式会社日立製作所は、共同して、日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社を設立し、ATM（現金自動払機）などの情報機器事業にかかる営業をそれぞれ新会社に承継させる。
- (2) 新会社は、普通株式10万株を発行し、当社に対し45,000株、株式会社日立製作所に対し55,000株をそれぞれ割当てる。
- (3) 新会社の資本金は、85億円とする。

第5号議案

子会社に対する営業の一部譲渡の件

本件は、原案どおり平成16年10月1日を譲渡日として、エレクトロニクスコンポーネンツビジネスカンパニーのアミューズメント機器事業部に属する営業をオムロン一宮株式会社へ譲渡することにつき、承認可決されました。

第6号議案

取締役1名選任の件

本件は、原案どおり取締役に明致親吾氏が新たに選任され、就任いたしました。

第7号議案

監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に中野淑夫氏が再選され、就任いたしました。

第8号議案

取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、原案どおり取締役 立石義雄、作田久男、市原達朗、立石忠雄、橋本昌三、井上礼之の6氏および監査役 尾迫勉、茂木義三郎、千森秀郎、中野淑夫の4氏に対し、これまでの在任期間中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を、各氏の退任時に打ち切り支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することにつき承認可決されました。

第9号議案

ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案どおり当社取締役の経営意欲および当社執行役員の実務遂行意欲を一層高め、当社業績の向上と国際競争力の増大をはかり、株主価値の高揚に資するため、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定にもとづき、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行することにつき、承認可決されました。

以 上

配当金のお支払いについて

口座振込をご指定の方は、同封の「配当金振込先のご確認について」により、ご指定口座をご確認ください。

口座振込をご指定でない方は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡しの期間（平成16年6月25日から平成16年7月30日まで）内に最寄りの郵便局でお受取りください。

以 上

決算公告について

貸借対照表および損益計算書を、決算公告に代えて、当社ホームページに掲載しておりますのでお知らせいたします。

当社のホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.omron.co.jp/ir/kabunushi/kessan.html>

以 上

OMRON